

女性情報ファイル

日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）ニューズレター

Centre de Documentation Franco-Japonais sur les Femmes / Société Franco-Japonaise des Etudes sur les Femmes

2016年国際女性デー記念シンポジウム

「生殖補助医療と法—誰の権利をどのようにまもるのか—」の成果と課題

建石真公子

3月12日(土)、恒例の「国際女性デー記念シンポジウム」が日仏会館で開催された。今年のテーマは「日仏における第三者の介入する生殖補助医療と法—誰の権利をどのようにまもるのか—」で、フランスから民法・憲法を専門とする2名の報告者、日本からは多彩な6名の報告者が参加し、個別報告に加え、最後に全員によるラウンド・テーブルが行われた。

今年のシンポジウムの企画については、佐藤浩子さん、石田久仁子さんと私の3人が担当して準備してきた。「生殖補助医療」というテーマは、従来から日仏女性研究学会の「生殖補助医療研究会」でIrène THERYの著書などを素材として検討を進めてきたことが基盤となっている。それに加え、直接の契機となったのは、2012年に自民党PTの「特定生殖補助医療法案」が公表され、法制化が具体的な政治日程に上ったことである。新聞等で公表されているその法案は、第三者の介入する生殖補助医療—すなわち精子・卵子提供、代理懐胎—に特化して、一定の条件のもとでそれらを認める内容となっている。法案が国会に提出され可決された場合、生殖補助医療に関する最初の法律となるが、しかし内容的にかなりの問題を含んでおり、改めて検討することが必要と思われたからである。

まず、第三者の介入する生殖補助医療に関しては、現在、その実施について多くの疑問が提示されている。たとえば、ドナーによる精子提供について、近年、子どもや親にもたらす問題—虚構の上に築かれた親子関係が親や子供にもたらす心理的葛藤、出自を知る権利等—が当事者から主張され始めたばかりで、その対処についてはまだ社会的な方向性は見えていない。卵子提供については、身体的リスクや商業化の問題が指摘されているにもかかわらず、医学的・政策的な面での公式な情報は全くない状況である。さらに代理懐胎に至っては、2015年夏のタイでの事件の折に、非人間的であること、女性の生む機能を利用するものであることなどが批判されたが、日本国内で実施することについては、これもまだ社会におけ

目次：

国際女性デー記念シンポジウム報告	1
第34回総会報告等	4
『女性空間』33号リニューアルほか	6
ブリジット・ディアズ氏講演会	7
フランス・パリテ内閣と女性の権利	8
新入会員紹介・次号以降について	10
新刊案内	11
お知らせ	12



去る3月12日(土)10時から18時30分まではほぼ一日かけて開催されました。

主催
法政大学ボアソナード
記念現代法研究所
共催
日仏女性研究学会、
日仏会館フランス事務所
後援
ジェンダー法学会、
日本女性法律家協会



る議論も少なく、信頼できる医学的・政策的な情報も提供されていない。

このような状況で、＜今、そのような医療技術を国会だけの議論で合法化してもよいのだろうか。生殖はだれもが当事者になりうる事柄であり、まずは市民の間での社会的な議論を踏まえたうえで、政治に反映

することが必要なのではないか＞、という問題意識から、シンポジウムは次の3点を柱とすることとなった。第1に、日本とは対照的に1994年と早期に厳格な規制を内容とする生命倫理法を制定したフランスの法制度と、学会等の自己規律にもとづいて実施してきている日本を比較しつつ、「法制化」の持つ意味を明らかにすること。第2に、関連当事者の権利保護について、できるだけ当事者に近い方から伺うこと。第3に、法のない状況では問題は裁判所が判断することとなるが、日仏の司法判断の現状について明らかにすること、である。

当日は、会員の佐藤浩子さんの総合司会のもと、**第I部**は、同じく会員の石田久仁子さんの司会で、「生殖補助医療の法制化をめぐる対照的な二つの国—フランスと日本—」のテーマ

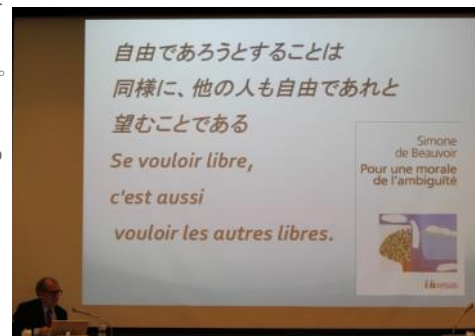
で、François VIALLA氏（モンペリエ大学）「フランスにおける生命倫理法および第三者の介入する生殖補助医療の現状と課題」、建石真公子（法政大学）「日本における生殖補助医療の現状と課題—人権論の明確化を—」の二つの報告が行われた。VIALLA報告は、この問題の哲学的な側面として、人間社会・科学の「進歩」に対して、そうした進歩を

第1部ヴィアラ氏発表より

阻むことが可能なのか、阻むべきなのか、という問いを投げかける。特に医学の進歩に対しては、制御する倫理や生命倫理が必要とされ、倫理は、何が可能かを告げ、法はどうあるべきかを告げる（国務院）。生命倫理とは、生命の倫理であり、生きることの倫理。科学は進展するが、その社会がその限界についてのルールを定め、それに同意を与えるのは市民である、と市民の同意が必要であることを強調した。次に、1994年の生命倫理法について、人体が「不可性分性」のもので、自身の身体に関する決定についても「人間の尊厳」（憲法原則）という限界があることを指摘した。その他、具体的な課題として代理懐胎や子宮移植などにも触れ、様々な新しい課題に対して考えていくことの必要性を強調した。建石報告は、日本が、国際的に見て最多の施設数および治療周期数（世界総周期数の5分の1）であり、法律によるルールづくりが必要なこと、法制化の基準は「どのような人権をいかに保護するか」であり、「価値」を法規範化するものであること、日本では「個人の尊重」、「生命・自由・幸福追求の権利」を定める憲法13条、および「家族における法制

の平等と個人の尊厳」を定める24条を基盤とすることが重要であるが、自民党法案においてはこうした憲法規定には触れられず、もっぱら「不妊の治療」として、精子提供、卵子提供、代理懐胎という生殖技術を容認するための条件を羅列したものである点が問題であると指摘。特に、代理懐胎に関しては、国際的に見ても法制度を有する国の大半は代理懐胎を禁止しており、「女性の自己決定権」を根拠とする法的な容認は早急にすぎ、「人権論」を明確にしたうえで法制化の議論が必要と主張した。

第II部は、「当事者の権利をどのように保護するのか—親子、カップル、家族の尊重とは—」のテーマで、小門穂氏（大阪大学）の司会で、4名の方々にご報告頂いた。まず、柘植あづみ氏（明治学院大学）は「親：生殖の自由とその限界—親になろうとする立場について—」というテーマで、「医療技術によって子どもをもつ自由」について、生殖は必ず他人を巻き込むこと、医療を用いる自由は誰にでもあること、医療技術を用いる条件を限定、規制する根拠は何か、について、相手の同意があればよいのか、医療技術を用いようとする多様な人々をあげつつ、提供卵子の問題、非商業的であっても海外に行く人はいること、少子化対策の効果はないこと、婚姻夫婦にのみ認める根拠の曖昧さなどから「不妊治療」ではなく、生殖技術として議論すべきこと、「選択」を求めさせる状況があること（だれが利益を得るのか）、など、多様な観点からの注意が必要であると警鐘を鳴らした。次に、川村百合氏（弁護士）は、子どもの権利の観点から、出自を知る権利を主張するサポートグループに関わってきた経験を踏まえ、ドナーによる人工授精技術の実施からすでに70年以上過ぎたにもかかわらず、それによって出生した子どもの記録が不十分で親や出自をたどることができない点、親から子にドナーによる出生であることを告知していない例がほとんどであり、親へ不信感を持つ点、自己のアイデンティティを知ることのできない点は、出生した子の人生に大きく影を落としており、改善が必要であると指摘した。東小雪氏（LGBTアクティビスト）は、「同性カップル—家族を作る権利」として、同性カップルの法的承認に関して、日本における行政的な取り組みが進んでいる点として「同性パートナーシップ証明書」等を上げつつ、日本で子どもを育てるLGBTも多いこと、同性カップルの抱えている困難として、①特別養子縁組ができないこと、②生殖補助医療を利用できないことを指摘。そのうえで、現在、カップルで第三者の精子による「自己人工授精」を、出自を知る権利の保障、実際にドナーと子が会えること、無償であることなどを条件として試みていることを説明した。法の不備のもと、法整備を待っているのは過ぎていく生殖可能年齢でもあり、同性カップルが実際に家族を作るために行動することで、家族を作る権利を要求していこうとすることが説明された。清水清美氏（城西国際大学、すまいる親の会事務



第3部ルノー氏発表より

局)は、「看護職の立場から一卵子提供の課題」として、まず第三者のかかわる生殖医療に対する看護師のジレンマとして、法律やガイドラインが示されない中で対象者のニーズ・選択にどうかかわったら良いのか、看護者の役割は？、情報がない中で責任が重すぎる、倫理的な問題がある場合にはできれば関わりたくない、などを挙げた。そして、日本の卵子提供の実態として、Jisart(29名)、諏訪マタニティクリニック(72名)、海外(アメリカ・タイ・ロシア等300~400人程度)の出産があり、アメリカでは卵子提供により生殖技術による出産数が増加しているが、様々なトラブルもあること(支払い、卵子ドナーの不足による多卵採取による健康被害)から、国内で水面下に行われている卵子提供がいかに心理面のリスクを伴うものであること、子どもの出自を知る権利の保障が重要であること、ドナーにも身体的・心理的・社会的リスクがあること、卵子提供で生まれた子供への告知のための告知が必要であることなどが指摘された。

第III部は、「第三者の介入する生殖補助医療と裁判所の役割」のテーマで、来田享子氏(中京大学)の司会により2名の報告が行われた。まず、Thierry RENOUX氏(エクス・マルセイユ大学)

は、「フランスにおける代理母禁止法制と親子関係に関する司法判断」として、まず代理懐胎禁止について、2013年同性婚法制定過程で議論となったこと、代理懐胎とはある女性が出産とともに子供を捨てること、また卵子提供の場合、代理母の卵子の場合などに固有の親子関係の問題がある点を指摘し、民法上、代理懐胎契約は禁止されており、違反の場合は、罰金及び懲役刑が科されると説明。海外で代理懐胎を実施するカップルも増加したが、出生した子と依頼母との間の親子関係について破棄院は長いこと認めてこなかった。しかし、2014年6月のヨーロッパ人権裁判所Mennesson判決により破棄院判決がヨーロッパ人権条約違反と判断されて以降、破棄院も判例変更し、現在では、父親との生物学的つながりが認められる場合は、たとえ禁止されている代理懐胎を海外で

実施した結果としても、出生した子と親との親子関係を認めている。しかし、依頼母と子の親子関係については課題となっており、出生が母子関係の基準であるという民法の大原則の変更がありうるかは未定である。「自由でありたいということは、同様に他者の自由をも望むことである」という言葉で報告を締めくくった。和田幹彦氏(法政大学)は、「日本における第三者の介入する生殖補助医療法制的の不存在と親子関係に関する司法判断」として、法制的の不存在を背景としたこれまでの省庁や学会による基準設定の試みをあげつつ、第三者の介入する生殖補助医療による親子関係の判例を検討。①AIDにおける法的父子関係、②性同一性障がいによる性別変更と嫡出推定に関する判決、③代理母による子の出産における法的親子関係の決定と最高裁判例、④凍結精子を用いた死後懐胎を父子関係に関する最高裁判決、などの検討から、現状は親子関係に関する民法の原則に則って判断されているが、そのことにより各当事者の権利が保護されているとはいえないことから、問題を立法により解決することの必要性を主張。その際に考慮されるべき立場として、子の最善の利益、当事者(子を持ちたい男女・カップル・被施術者)、介入する第三者、医療専門家、法律家を挙げた。



以上の報告を受けて、第IV部では全員によるパネルが行われ、報告者間、会場との質疑がなされた。当事者間に主張の相容れない課題も率直に議論され、第三者の介入する生殖医療における人権問題を各方面から明らかにするための議論が行われた。

シンポジウムの成果は、内容的に非常に多彩で興味深いものであり一言でまとめることは難しいが、法案の問題を明らかにしただけでなく生殖補助医療が提起している、社会における「価値」や「人権保護」概念について多くの課題を提起したシンポジウムであったと思う。報告者の皆様、準備や会場を運営してくださった日仏女性研究学会の皆様にご心から感謝申し上げます。今後も、この課題について継続して考えていけたらと思います。

会員の小門穂さんが 渋沢・クロードル賞特別賞を受賞



このシンポジウムの第2部で司会を務められた小門穂(こかどみのり)さん(大阪大学特任助教)が『フランスの生命倫理法 生殖医療の用いられ方』(ナカニシヤ出版、2015年)により、第33回渋沢・クロードル賞(2016年度)特別賞を受賞されました。本会会員では辻村みよ子さん(1990年第7回本賞・『フランス革命の憲法原理』(日本評論社、1989)による)について、二人目の受賞です。

心からお祝い申し上げます。

第34回定期総会報告

4月11日(土)14:00-15:00、東京日仏会館501号室において、第34回定期総会が開催されました。議長(井上たか子)、書記(西尾治子)の選出の後、当日の出席者21名、葉書とメールによる委任状66名、合計86名により、定足数(66名)に達し、総会が成立したことを確認しました。議事案件については、各担当運営委員より2015年活動報告(運営委員会、現代フランス社会研究会、19・20世紀フランス女性の生活と意見を知る会、「女性作家を読む」研究会の3研究会)、2015年決算について承認を得ました。また、2016年度活動計画案及び予算案を審議し、提案どおり成立後、2016年度運営委員及び会計監査の計13名の人事案件については、賛成81、反対0、棄権6をもって承認となりました。

続いて参加者により、規約改正に関係して会計年度(1月-3月)と運営委員の任期(4月から翌年3月)が異なることの是正、今後の予算に関係して研究グループへの補助の増額について要望が出されました。

懇親会では、和やかな時間のなか、会員交流の契機を生むことができました。

代表運営委員・就任のご挨拶

今から25年余り前、初代表運営委員の林瑞枝さんがある雑誌で会員募集されているのを目にし、すぐに入会を決めて以来、折りに触れ時を画す出来事があったように思います。日仏会館に拠点をもてたのもそのひとつです。このせっかくの地の利を活かし、会のさまざまな活動をさらに実りあるものにし、皆さまと共有したいと願っております。

広く一般に開かれてあるという理念を継承し、だれもが何らかの形で参加できる、たとえば、フランスとの個人的関わりを発露する場として、質の高い研究機関として、本会がさらに発展するよう皆さまのご支援のもと努めてまいりたいと、意を新たにしております。

木村 信子

代表運営委員・退任のご挨拶

この度、第34回総会をもって代表運営委員を退任いたしました。一昨年度の代表代行そして昨年度の代表としての約2年間は、歴代代表の就任期間にくらべ大変短い期間でした。さまざまな出来事とその対応に追われた2年間でもありました。組織にとって大切なのは人の力であることは言うまでもなく、趣意に溢れ創意工夫を凝らした一人ひとりの力が結集したとき、成果をあげることができ、喜びとなることを実感したことも事実です。本会の運営に、また本会主催・共催の企画にご支援とご協力をいただきました皆さまに心より感謝の意を表します。

佐藤 浩子

2015年度日仏女性資料センター(日仏女性研究学会)決算報告

収入の部	予算	決算	b-a	備考
会費収入	960,000	875,866	-84,134	一般7,000x110=770,000、学生5,000x3=15,000、在外会員2人分13,866円(クレジット払い手数料を除いた金額)前年度までの未納分7,000x11=77,000
出版物・資料売上	50,000	72,854	22,854	『女性空間』定期購読料25,230円、刊行物売上47,624円
フランス支部負担金	12,200	12,200	0	刊行物送料
雑入	40,000	75,137	35,137	カンパ26,000円、各種参加費49,000円、利息ほか
前年度繰越	872,980	872,980	0	
(A) 収入合計	1,935,180	1,909,037	-26,143	
支出の部	予算	決算	a-b	備考
『女性空間』32号	300,000	313,860	-13,860	印刷代247,968円、発送代12,628円、編集作業代ほか
『女性情報ファイル』121-122号	55,000	49,026	5,974	2号分、印刷8,144円、発送21,784円、編集作業代ほか
第33回定期総会	20,000	26,728	-6,728	会場費8,640円、出欠ハガキ代
国際女性デー記念シンポジウム	160,000	188,877	-28,877	講師謝金110,000円、広報費23,558円、資料コピー代等23,104円、懇親会費用ほか
レーヌ・テリー氏	70,000	66,968	3,032	講師謝金30,000円、通訳謝金ほか
会員交流セミナー	50,000	37,496	12,504	2回分、講師謝金20,000円、資料代等
会員研究発表会	20,000	11,736	8,264	会場費11,520円等
研究会補助	9,000	9,000	0	3,000円x3研究会
資料購入費	10,000	0	10,000	未執行
事務局費	80,000	64,482	15,518	事務室管理費(医学会謝礼)30,000円、通信・コピー代ほか
作業代	50,000	50,000	0	5,000円x10人分、刊行物に伴う作業代は上記項目に計上。
会館504号室賃借料	260,000	260,928	-928	月額21,000円x12か月、振込料4回分
雑損	0	29,024	-29,024	2014年度会計処理誤認による他
予備費	851,180	800,912	50,268	
(B) 支出合計	1,084,000	1,108,125	-24,125	
合計		1,909,037		
現金・口座残高合計	郵便貯金	振替口座	銀行口座	手許金
871,912	476,036	31,618	362,912	1,346

別途積立金として252,000円(郵便定期貯金)を有します。

現金・口座の年度末合計には2016年度会費前受金3人分21,000円及び2015年度作業代10人分の未払金50,000円が含まれています。これらを除いた800,912円が繰越金となります。

会計監査報告 2015年度会計処理が正しく行われたことを認めます。

2016年 3 月 5 日

会計監査

小沼 静子

2016年 3 月 12 日

会計監査

岡田 恵子

今年度＜2016年1月-12月＞の活動計画

- 定期刊行物 『女性空間』33号（6月）
『女性情報ファイル』123-124号（2月と6月）
- 企画 国際女性デーシンポジウム（3月）、講演会（5月）、第34回定期総会（4月）、会員研究発表会（7月）のほか、会員交流セミナー（10月）、本会の目的に合致した関連団体・機関の企画実施に適宜協力します。
- 規約改正に向けた準備をワーキンググループを通じて進めます。
- その他 資料収集・インターネットによる海外情報の受発信、3つの研究グループに加えて、新たに「女性思想研究会」（仮称）が発足します。また、運営委員会開催等例年どおり実施していきます。

なお、2015年度活動報告については学会サイト内よりダウンロード可能です。開催イベントや会合のお知らせは、会員メーリングリスト及び本会公式サイトで情報提供していきますので、よろしくご確認のほどお願いいたします。

2016年度日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）予算案		
収入の部	金額（円）	備考
会費	940,000	会員135名：一般127名、学生3名、法人1名、在外会員4名
出版物・資料売上	50,000	『女性空間』、刊行物などの売上
雑入	50,000	カンパ、寄付、利息、研究発表会・セミナー参加費など
前年度繰越	800,912	
	1,840,912	
支出の部	金額（円）	備考
出版物作成費		
『女性空間』33号	343,000	印刷・製本代 発送費 通信費 編集作業代（5,000x5）・発送作業代2,000ほか
『女性情報ファイル』123-124号	57,000	委託2号分50,000円 校閲費2号分5,000円 通信費2,000円
企画会合費		
第34回定期総会費	20,000	会場費 広報事務費
国際女性デーイベント開催費	30,000	懇親会費
講演会開催費	30,000	講師謝礼30,000円
会員交流セミナー	50,000	会場費 講師謝礼
第10回会員研究発表会	20,000	会場費 広報費
研究会補助費	12,000	4研究グループ（1グループにつき3,000円）
資料購入費	10,000	諸資料購入費
事務局費	70,000	通信費 コピー・印刷代 事務用品費 発送用封筒A4版300枚 504号室備品
作業代	45,000	運営事務作業代（5,000x9）刊行物に関する作業代は各費目に計上
日仏会館504号室賃借料（共同借用）	260,000	月額21,600円 振込料
小計	947,000	
予備費	893,912	
総計	1,840,912	

運営委員の異動と役割分担 よろしくお願いします。

木村信子（代表運営委員）
佐藤朋子（事務局代表・渉外）＊

押田千明（会計収入担当）＊
志田道子（会計支出担当）
棚沢直子
辻山ゆき子（WEBメール担当）＊＊
中嶋公子＊＊
西尾治子（ML担当）
林瑞枝＊＊
松本伊瑳子（会員名簿担当）＊
吉川佳英子（刊行物発送担当）
以上11名

＊は新任＊＊再任
[カッコ内は事務担当名・運営委員会は『女性情報ファイル』編集委員会を兼ねます]

会計監査 2名
伊吹弘子、菅原恵美子

お疲れ様でした

＊運営委員退任
石田久仁子、井上たか子、
大友（芦田）奈々、加藤康子、
小林淳子、佐藤浩子、
田戸カンナ、長谷川イザベル、
山口順子

＊会計監査退任
岡田恵子、小沼静子

2016年運営委員会開催概要

○4月10日（土）16:30～18:40
運営委員各担当の決定、各刊行物編集状況、会員研究発表会企画進捗状況、規約改正等について

今年はこのあと、6月、9月、12月に開催予定です。議事録をご覧になりたい場合は事務局までご連絡ください。会員のみ添付ファイルでお送りします。

注記：国際女性デー記念シンポジウム（1-3頁報告）は、建石真公子氏の取得した科研費によって行われ、本会では上記予算で懇親会経費を負担しました。

2015年決算報告によりますと、会費収入が8万円ほど不足となりました。昨年度よりやや会費納入が改善されてきていますが、2年間滞納となりますと、会員資格を失いますが、支払義務は残ります。現在、未払いとなっている方は、すみやかに振込をお願いいたします。

郵便振替東京 00150-8-10140 日仏女性資料センター

『女性空間』リニューアルについて

佐藤浩子



『女性空間』33号より印刷・製本はもとより版下作成も含め外部委託することになりました。これを機に、判型を従来のA5からB5に変え、表紙のデザインは記念特別号と同じにし、表紙の色を決め、毎号変更することをやめました。ページレイアウトについては、各記事のヘッダーに『女性空間』の号数および発行年、そして記事のタイトルおよび執筆者名を交互に記載しています。また論文、会員研究発表会の全文、講演の日本語訳については編集委員のほかにも各専門分野の会員に査読を依頼しました。詳しくは本号の「『女性空間』リニューアルにあたって」をお読みください。

33号－特集：生殖補助医療と同性婚（続）

－刊行間近です

編集作業は順調に進み、予定通り6月末に会員の皆さまにお届けできると思います。本号の特集テーマは32号に続き「生殖補助医療と同性親（続）」です。その他に一般テーマの論文、会員研究発表会の報告、エッセイ、書評と、リニューアル版第1号として充実した内容になったと思います。以下に記事一覧と執筆者を紹介します。(H.Sato)

＊『女性空間』リニューアルにあたって 佐藤浩子

＊特集「生殖補助医療と同性親（続）」

「男女平等とジェンダー役割の再構成：報告書『親子関係、出自、親役割』における諸提案の核心にあるもの」 イレーヌ・テリー 日本語訳：石田久仁子

「フランスにおける同性親のいま ―生殖補助医療技術を軸に―」 木村信子

＊一般テーマ

「フランスにおける学校基盤の包括的健康教育政策の動向 ―保健衛生からヘルスプロモーションへの転換―」 赤星まゆみ

「共和国フランスのイスラモフォビアとジェンダー ―移民女性のアソシアシオンを通して―」現代フランス社会研究会

＊会員研究発表会の報告

はじめに：第9回会員研究発表会について

「フランスの保育コーディネーターとは ―「親であること」をきっかけにした関係づくりに向けて―」 木下裕美子

「1970年前後の日仏少女マンガ雑誌の比較」 猪俣紀子

「フランスの旧インドシナ出身女性のライフストーリー ―個人化の経験に直面して―」 鈴木美奈子

「ソフィー・ドワンの小説作品における白人女性の役割 ―黒人をめぐって―」 田戸カンナ

「ルイ14世治下におけるオペラの中のメデ ―四つの台本を比較して―」 梅野りんこ

＊エッセイ

「保育園父母会って何？・1」 津田久美子

＊書評

「木村信子著『フランスの他者―コミュニケーション思想とジェンダー―』」

(創英社／三省堂書店 2015年4月) 林瑞枝

「藤沢数希著『結婚と離婚の経済学』(『フォーサイト』 2013年9月 - 2014年5月)

志田道子

＊編集後記 佐藤浩子

『女性空間』33号
編集委員

加藤康子
佐藤浩子
棚沢直子
西尾治子
林瑞枝

(アイウエオ順)

『女性空間』の国立国会図書館デジタルライブラリー収録について

1983年創刊の『女性空間』については過去の刊行分についてPDF化を望む声もいただいていた。その一方、国立国会図書館では改正著作権法に基づき、収蔵図書・雑誌についてデジタル化が進めてられてきました。資料保存のために、著作権を制限してデジタル化できる特例によって、個別の著作者の許諾なく行われるようになっていきます。『女性空間』についても、1号からデジタルコレクションに納められ、2000年までの刊行分がデジタル画像として見られるようになっていきます。国内の県立図書館等主要公共図書館、大学等において、国会図書館とのシステム協定のある場所では、閲覧コピーができるようになっています。なお、3号欠号となっていたが、菅原恵美子さんのご協力を得て、さきごろ直接納本しました。予算状況によって将来的にはデジタル化されるということです。また、目次採録雑誌となっていますので、検索によって執筆者、テーマごとに、過去の記事が何号に入っているのかを見つけることができます。どうぞご利用ください。(山口順子)

『女性空間』第34号原稿募集 特集「あらためて「女性の貧困」を問う」

詳しい募集要項は、会員メーリングリストおよび本会WEBサイトに掲載されます。

34号編集委員

梅野りん子、押田千明、棚沢直子、辻山ゆき子、西尾治子、長谷川有紀、林瑞枝、吉川佳英子（アイウエオ順）

ブリジット・ディアズ氏講演会「19世紀の女性芸術家と女性知識人 ー 書簡にみるジョルジュ・サンドと女性たちのネットワーク」

(5月26日・日仏会館会議室) 企画及び逐次通訳 西尾治子



B.ディアズ氏

Photo: 下記サイトより転載

フランスの国際ジョルジュ・サンド学会会長で、ノルマンディーのカーン大学教授であるブリジット・ディアズ氏の来日を機に、日仏女性資料センター・日仏女性研究学会(「女性作家を読む会」)が企画し、公益財団法人日仏会館及び日本ジョルジュ・サンド学会の共催を得て実現したものである。父権制社会にあった19世紀のフランスでは、femme auteurは軽蔑的の意味を持ち、femme publiqueは娼婦をも意味した。作家になろうとする女性たちを排斥しようとする圧力は強く、キャリアを求める女性にはリスクが伴った。二人の子供のシングルマザーとして40年にわたり創作活動を続けたサンド自身、デビューには大きな困難に直面し、出版者に絶望もした。こうした中、サンドは2万通にのぼる書簡を通じて、歴史作家マリー・ダグー(フランツ・リスト夫人)、ジャーナリストだったアメリー・ボスケ、作家オルタンス・アラール、夭逝の画家マリー・バシュキルツェフら、世に出ようとする才能を励まし、教導した。女性が一人で街をそぞろ歩くことでさえ不謹慎と誇られた時代、女性芸術家たちは大胆かつ謙虚な態度で女性の運命について、権利について書くことをはじめ、屈することなく戦い続けた。24人参加。

(志田道子)

■ 右画像:ディアズ氏ほか共著による*L'épistolaire au féminin : Correspondances de femmes XVIIIe-XXe siècle* 表紙。また、カーン大学サイト <http://www.unicaen.fr/recherche/mrsh/forge/3297> でスタンダードルについてのレクチュア録音を聴くことができます。



フランス・パリテ内閣と女性の権利

石田久仁子

私が大統領になったら、男女同数の閣僚からなるパリテ内閣をつくる⁽¹⁾
 フランソワ・オランド

去る2月11日、大幅な内閣改造が実施され、第2次ヴァルス内閣はあらたなスタートを切った。2012年5月の社会党の政権復帰以来、パリテ内閣が続いている。日本から見れば、それ自体が驚異的である。

この時期に大幅な内閣改造が行われた理由としては、①昨年12月の州選挙における与党社会党の敗北、②年初のファビウス外務大臣やトビラ法務大臣の相次ぐ辞職⁽²⁾、③来年春の大統領選でのオランド大統領再選に向けての左翼の結束の必要性等が挙げられる。2014年春の第1次ヴァルス内閣組閣の際に閣外に出たエコロジストの復帰や、ヴァルス首相と対立していたエロー前首相の外務大臣への就任（閣内ナンバー2）からは、左翼陣営の結束は一応実現したかにも見える。しかしマクロン経済大臣に代表される社会自由主義路線と一線を画す党内左派グループの入閣拒否からも分かるように、左翼の結束からはほど遠く、再選を狙うオランド大統領の前途は多難である。

大統領選の行方はさておき、本稿では、オランド政権の女性の権利や性差別への姿勢が2012年の政権発足以来どう変化したのかを、パリテ内閣における「女性の権利省」の地位の変化を通して、考えてみたい。

I エロー内閣と女性の権利省の復活

2012年5月に発足した第1次エロー内閣は、34閣僚中、17名が女性で、フランス初のパリテ内閣だった。女性の人権、男女平等の面でさらに注目すべき点は、独立した「女性の人権省」が、1986年以来、26年ぶりに復活したことである。首相府やそれ以外の省付きではない独立した省の大臣は閣僚会議に毎回参加し、直接自分が担当する政策だけでなく、そこで決定されるすべての政策に関して発言権をもつという意味で、このようなかたちでの女性の権利省の復活はジェンダー主流化のために極めて重要である。唯一批判されたのは、一国の主権を保障する外務、内務、防衛、財政、法務の5つの最重要ポストのうちギアナ海外県出身のトビラ法務大臣を除くすべてを男性が占めていたことだ。この状況は改善されることはなく今日まで続いている。

翌6月の国民議会選挙での社会党の大勝利に続く第2次エロー内閣でも38閣僚中、19人が女性で、パリテ内閣が維持された。その1年後、この内閣の下で、オランド政権における最大の功績の一つ、同性

カップルの結婚、養子縁組を可能にした「すべての人に開かれた結婚法」が採択された。この法案を成立させたのが前述のトビラ法務大臣で、2013年1月29日の国民議会で、シモーヌ・ヴェーユの中絶法のための演説やロベール・バダンテールの死刑廃止法のための演説と並ぶ歴史に残る演説をしたことは、私たちの記憶にも新しい。

II ヴァルス内閣と女性の権利省の地位の変化

2014年3月末の市町村議会選挙における社会党の大敗北を受け、エロー内閣が辞職、続く第1次ヴァルス内閣も30閣僚中、女性の権利大臣を含む15のポストを女性が占めた。



ヴァロー＝ベルカセム国民教育大臣：女男平等法を成立させた立役者。Photo par B. Geminel

この内閣の下で、2014年7月、ヴァロー＝ベルカセム女性の権利大臣は、前内閣時代から審議されてきた「女性と男性の実質的な平等のための法律」を成立させた。この法律は既存の男女平等関連の法律や通達を束ねた上で、新たな施策を盛り込んだまさに実質的な男女平等を実現するための重要な法律である。

直後の8月末に組閣された第2次ヴァルス内閣⁽³⁾では、33閣僚中女性は16人

でパリテは維持されたが、女性の権利省はなくなり、女性の権利に関する施策は、厚生省の管轄下に入り、それまでの独立性を失い、厚生省付き女性の権利担当大臣のポストが新たに設けられた。担当大臣は自分が担当する施策が話し合われる時だけしか閣議に参加できない。制度的には明らかな後退である。

III 2016年2月11日の内閣改造と「子ども・家族・女性の権利省」

現内閣では大臣ポストを10人ずつ、担当大臣ポストを9人ずつ男女で分け合う構成になっており、厳密なパリテ内閣であることは疑いない。女性の権利が「子ども・家族・女性の権利省」という一つの独立した省の管轄下に再び置かれたこともプラスに評価できるかもしれない。

しかし女男平等高等評議会のダニエル・ブスケ議長は、子ども・家族の後ろに女性の権利をつなげたこの省の名称を前にして「何世紀にもわたり女性に割り振られてきたステレオタイプの役割に、言い換えれば妻と母の役割に女性を閉じ込めることにならないか」と批判した。議長は、2014年9月の第2次ヴァルス内閣発足時における女性の権利省の制度的な後退に、女性の権利や女性差別への取組みが後退しないかという危惧をすでに表明していた。同様の批判や危惧を示すフェミニストは多い。

オランダ大統領は、これが任期中の最後の内閣改造となるだろうから、「大統領になったら、パリテ内閣をつくる」という公約を守ったと胸を張れるだろう。内閣のパリテは法的に義務づけられているわけではないので、政治的意志がなければできなかったことも事実である。だが、政権発足当初に比べると、女性の権利問題が政治課題に占める位置が後退していることは否めない。[2016. 5. 1]

(註)

- (1) オランダ大統領候補の「60の公約」の一つ
- (2) ファビウス外務大臣は憲法院長就任による辞職、トビラ法務大臣はテロリストを対象とした国籍剥奪に関する憲法改正法案に反対して辞職。
- (3) エコロジストや社会党内左派の財政出動派らが閣外へ出て、社会自由主義路線が強まる。

閣僚リスト 青字は女性

首相 マニユエル・ヴァルス

首相付国会関係担当大臣 ジャン＝マリー・ル・グエン

同大臣付 実質的平等担当大臣 エリカ・バレッツ

同大臣付 国家改革・簡素化担当大臣

ジャン＝ヴァンサン・ブラセ

同大臣付被害者支援担当大臣 ジュリエット・メアデル

外務・国際開発大臣 ジャン＝マルク・エロー

同大臣付 ヨーロッパ問題担当大臣 アルレム・デジール

同大臣付 貿易・観光振興・在外フランス人担当大臣

マティアス・フェクル

同大臣付 開発・フランコフォニー担当大臣 アンブレ・ヴァリニ

環境・エネルギー・海洋大臣、気候に関する国際関係担当

セゴレーヌ・ロワイヤル

同大臣付 運輸・海洋・漁業担当大臣 アラン・ヴィダリス

同大臣付 生物多様性担当大臣 バルバラ・ボンビリ

国民教育・高等教育・研究大臣

ナジャット・ヴァロー＝ベルカセム

同大臣付 高等教育・研究担当大臣 ティエリー・マンドン

財務・公会計大臣 ミッシェル・サパン

同大臣付 予算担当大臣 クリスチャン・エケルト

厚生大臣 マリソル・トゥーレーヌ

同大臣付 障がい者・疎外防止対策担当大臣

セゴレーヌ・ヌヴィル

同大臣付 高齢者・自立支援担当大臣 パスカル・ボフタール

国防大臣 ジャン＝イヴ・ル・ドリアン

同大臣付 退役軍人・記憶担当大臣 ジャン＝マルク・トデニ

司法大臣 ジャン＝ジャック・ウルヴォアス

労働・雇用・職業教育・労使対話大臣 ミリアム・エル・コムリ

同大臣付 職業教育・職業訓練担当大臣

クロティルド・ヴァルテール

国土整備・農村問題・地方自治体大臣 ジャン＝ミシェル・パイレ

同大臣付 エステル・グルリエ

内務大臣 ベルナール・カズヌーブ

農業・農産加工業・林業大臣、政府報

道官 ステファヌ・ル・フォル

住宅・持続的居住大臣 エマニュエル・コス

経済・産業・デジタル大臣 エマニュエル・マクロン



コムリ労働大臣: 労働法案で矢面に。

Photo par Truong-Ngoc



ロシニョル女性権利大臣

Photo par ALRPMN

同大臣付 商業・手工業・

消費・社会的連帯経済担当

大臣 マルティヌ・バンヴィル

同大臣付 デジタル担当

大臣 アクセル・ルメール

文化・通信大臣 オードレ・

アズレ

家族・児童・女性の権利大

臣 ローランス・ロシニョル

公務員大臣 アニック・ジラ

ルダン

都市・青少年・スポーツ大臣

パトリック・カネール

同大臣付 都市担当大

臣 エレーヌ・ジョフロワ

同大臣付 スポーツ担当

大臣 ティエリー・ブライヤール

海外県・海外領土大臣 ジョルジュ・ボー＝ランジュヴァン

<参照サイト>

<http://www.luiresident.fr>

<http://www.gouvernement.fr/composition-du-gouvernement>

各写真はwikicommonsによる。

La bienvenue

新入会員のご紹介

＜2016年1月－5月＞

アイウエオ順・敬称略①居住地②所属③専門・関心領域④入会して行いたい研究やアクションなどについての投稿を記載しています。

2016年6月以降入会の方々は次号で紹介します。

高馬 京子 (こうま きょうこ)

- ①東京都杉並区
- ②明治大学情報コミュニケーション学部
- ③地域文化論(フランス)、言語文化学、(異文化)コミュニケーション、言説分析、ファッション、表象文化 日仏メディアにおけるファッションと女性の相互表象
- ④日仏メディア(広い意味でのメディア)を通して形成された女性性の/相互表象についての研究を進めたいと思っています。よろしくお願いします。

久塚素乃子 (ひさつか そのこ)

- ①東京都豊島区
- ②市民がつくる政策調査会研究スタッフ
- ③日本とフランスの家族、同性婚、生殖補助医療
- ④まずは、幅広い分野の方と上記のテーマについてお話しできたらと思います。

早川美也子 (はやかわ みやこ・学生会員)

- ①Vinson sur Verdon
- ②Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales
- ③ジェンダー 文化人類学 家族社会学
- ④フランス在住ですが、日本に一時帰国することもありますので、研究会等に参加させていただきたく思います。

中村 彩 (なかむら あや・学生会員)

- ①東京都世田谷区
- ②東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻(フランス)博士課程
- ③ボーヴォワールを中心とする20世紀フランス文学・思想・フェミニズム
- ④研究ではフランスにおける文学とフェミニズムの接点について考えております。日仏の女性の問題に広く関心があるのでこの会では研究会やイベントを通して皆様と交流できればうれしいです。

『女性情報ファイル』次号以降について

122号より全面リニューアルし、123号、124号と3号分を、会員メーリングリスト参加者にはカラーPDFファイル、参加されていない方や関係機関には2色刷りコピー版でお届けしました。なんとか軌道に乗ってきたようところで、残念ながら諸般の事情により、ひとまず運営委員会に継続を委ねる形となりますことを、ここにご報告申し上げます。後任は佐藤朋子さん、校閲は引き続き志田道子さんとなります。

このようなレイアウトデザインによるリニューアル案は、およそ10年前に運営委員会に一度提案したことがありましたが、時機尚早で実現に至りませんでした。昨年年頭、中嶋公子さんからの突然の御依頼によりお引き受けし、10年分の想いを込めて3号分のレイアウトデザインを手がけたほか、新人紹介創設を通じて会員同士の表情が見えるよう、前例にとらわれない試みも行いました。すでに本会WEBサイト運営において、21世紀にふさわしい表現スタイルをもつ女性メディアの実践を追求してきましたが、今後はボランティアでサイト更新を行うほか、ニュースキュレーションscoopitの#ジェンダー及び#genreを通じてコンテンツ的な人権問題の情報配信を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。(山口順子)

新刊案内

ジャン＝ルイ・ドブレ、ヴァレリー・ボシュネク著 本会会員共訳『フランスを目覚めさせた女性たち』

2000年にパリテ法(男女平等政治参画)を成立させたフランスでは、たとえば既婚非婚を問わず手厚い子ども手当が支給され、ワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、多くの女性たちは、仕事場に出て生き生きと働き、子どもを持つ人生を楽しんでいるように見える。これは何に由来するものなのか。男性優位の社会にあって先駆的に道を切り拓いたヒロイン26人の物語はそうした論点に多くのヒントを与え、読者の考察を促してくれるだろう。オランプ・ド・グージュ 女性および女性市民の権利宣言

ジョルジュ・サンド 自由で平等な社会の夢

マルグリット・ブシュコとマリー＝ルイズ・ジェ パリにできた最初の百貨店

ジュリー＝ヴィクトワール・ドービエ 初めてバカロレアを取得した女性

マドレーヌ・ブレ 女性初の医学博士、ユベルティヌ・オークレール 女性参政権論者

ジャンヌ・ショーヴァン 女性初の弁護士、カミーユ・クロードル 自由を奪われた天才

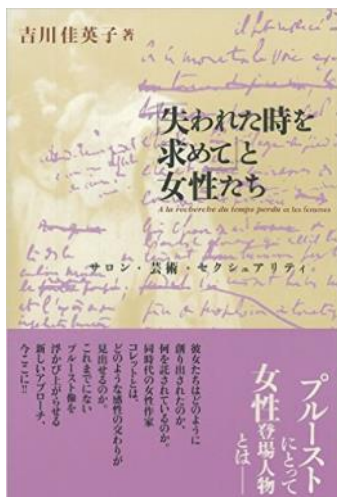
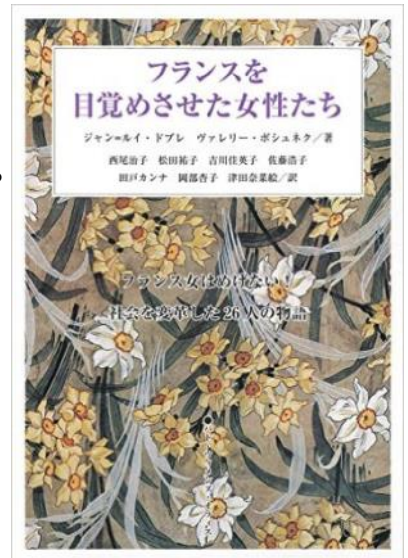
マリー＝キュリー 女性初のノーベル賞受賞者、ルイズ・ワイス ヨーロッパの祖母

マルト・シマール 女性初の国会議員ナフィサ・シド・カラ 初のムスリム女性政務次官

シモーヌ・ヴェーユ 最初の人工妊娠中絶法 ほか。

訳者は「女性作家を読む」研究会の西尾治子、松田祐子、吉川佳英子、佐藤浩子、田戸カンナ、岡部杏子、津田奈菜絵の諸氏。

[パド・ウィメンズ・オフィス、2016年3月刊、384頁、3,672円]



吉川佳英子著『「失われた時を求めて」と女性たち： サロン・芸術・セクシュアリティ』

20世紀最大の小説に数えられるプルーストの作品には多くの女性が登場するが、女性登場人物そのものに焦点をあてて読むという試みは、これまであまりなされてこなかった。いわば初の試みに挑戦したのが本書である。登場人物の形成過程を探る草稿研究も、女性に焦点をあてて詳細に論じている。また、みずから同性愛傾向のあるプルーストだが、それを女たちの眼をとおして描写することで、禁断の関係を「のびやかに語ることができた」。男性同性愛と女性同性愛のアシンメトリーも浮かび上がらせて、興味深い。

そして、旧秩序が崩壊し大衆文化が生まれる時代の相を描き切ることができたのも、女性を登場させることによってだった。とりわけ高級娼婦と結婚制度を結びつけて論じるとき、この長い長い小説の末尾にまで及ぶ大きな枠組みに言及す

ることにもなる。本書は、パリ第3大学に提出した博士論文と、その後発表されたいくつかの論文とで構成された、きわめて優れたプルースト論である。

かつてこの小説を愛読し浸っていたよろこびを、このたび私は追体験することができた。最後にコレットが登場して、余韻を楽しませてくれる。同時代の作家コレットとの性や生のテーマにおける比較から、二人が交錯する地平も明らかにされる。(木村信子)

[彩流社、2016年3月、378頁、4,320円]

徳井淑子ほか共著『フランス・モード史への招待』

西洋服飾史は長らく、衣服の形態の変遷をたどる歴史として描かれてきた。しかし、フランスのアナール学派が示唆したように、服飾史は感性の歴史、あるいは心性史として展開することによって、時代精神を切り取るダイナミックな研究へと成長することができる。このような視野で服飾史研究の幅を大きく広げたこの分野のパイオニアであるお茶の水女子大学大学院徳井淑子教授とその若い仲間たちが、社会史・経済史・文化史などの手法を用いて中世から現代までのファッションやモードの変遷とその意味を、それぞれの時代背景のなかに読み解こうとした試み。会員の新實五穂さんが第3章「性は規制される—警察令にみる近代フランスの異性装」を担当している。

[悠書館、2016年3月、327頁、3,240円]



会員研究発表会のお知らせ

2016年7月16日（土）13:00～ 東京日仏会館 501号室

プログラム内容詳細は会員メーリングリストおよび本会サイトでお知らせします。

問合せ先： cdfff.info@gmail.com

*会員外の方も聴講できます。

*会員・非会員ともに資料代500円を申し受けます。

担当運営委員 棚沢直子

研究グループにどうぞご参加ください

新しいグループが誕生し、4つのグループが活動中です。
会員に開かれた研究討論の場となっていますのでお気軽にご参加ください。

* 現代フランス社会研究会（1984年～）

* 19・20世紀のフランス女性の生活と意見を知る会（1987年～）

* 「女性作家を読む」研究会（2007年～）

* 女性思想研究会（2016年～）

加入方法は会員メーリングリストでお尋ねいただくか、cdfff.info@gmail.comまでお気軽に。

『女性情報ファイル』124号
©日仏女性資料センター
2016年6月13日発行

この作品はクリエイティブ・コモンズ表示 -
非営利 - 改変禁止 3.0 非移植 ライセンスの下に
提供されています。

『女性情報ファイル』124号
日仏女性資料センター発行、2016.6.13
<https://sites.google.com/site/cdfffemmes/>

日仏女性資料センター（日仏女性研究学会）事務局

Société Franco-Japonaise des Etudes sur les Femmes

〒150-0013



渋谷区恵比寿3-9-2 東京日仏会館504号室

cdfff.info@gmail.com

3-9-25-504, Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo, Japon

<https://sites.google.com/site/cdfffemmes>

郵便振替 東京00150-8-101449

日仏女性資料センター